

# 那覇市職員措置請求書

平成 26 年 6 月 27 日

那覇市監査委員 殿

## 第 1 請求の要旨

那覇市は翁長雄志市長に対し、金 18,300,000 円の損害賠償金を請求せよ。

## 第 2 請求の理由

- 1、那覇市は、平成 24 年 9 月議会において那覇市身体障害者福祉センター条例を改正し、それまで条例上行えなかった障害福祉サービス事業を実施出来るようにしたにもかかわらず、一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会（以降那覇身協）との那覇市障害者福祉センター基本協定書、那覇市障害者福祉センター年度協定書の変更を怠り、那覇身協へ障害福祉サービス事業に取り組むように指導しなかった事は、公金を不当に支出させたものである。
- 2、平成 25 年度は、この手続きと指導を怠った事により那覇市から支出された 4,154 万円の内 18,300,000 円は、障害福祉サービス事業を実施しておれば、本来国や県より補助金として受かれるものであった。
- 3、委託料 4154 万円の内訳は、那覇身協の決算書によれば、平成 24 年度までは指定管理料 814 万円と地域活動支援センターⅡ型事業（以降Ⅱ型事業）3,340 万円として報告されている。
- 4、ところが本来Ⅱ型事業とは、年間 900 万円の委託料で行う事業の事であり、残りの 2,440 万円は上記で指摘したように本来障害福祉サービス事業として、事業実績に応じて助成される個別給付事業として行うべきものであった。
- 5、この、障害福祉サービス事業の負担金の割合は、平成 22 年度版厚生労働白書 220 頁資料編にて示された通り、国 50%、県 25%那覇市 25%の負担割合となっており、2,440 万円のうち那覇市が負担すべきは 610 万円である。
- 6、よって、那覇市は一貫して事業を監督した翁長雄志市長に対し、平成 25 年度那覇身協に委託料として支払われた 4,154 万円の内、事業費に当たる 3,340 万円からⅡ型事業費 900 万円を差し引いた金額の 75%の金額は、根拠のない不当な支出として金 18,300,000 円の損害賠償金の請求を行う事を求める。

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

## 請求者

住所：

職業：無職

氏名：板谷 清隆